

3人目以降の就学前児童の保育利用料などが無料に

平成28年度から、保育所・幼稚園・認定こども園・認可外保育所・児童発達支援センターなどに通園している3人目以降の就学前児童の保育料などを無料にする「紀州3人子保育料助成制度」が始まりました。

幼稚園・認可外保育所・児童発達支援センターなどに通園している3人目以降のお子さまがいる方については、金屋庁舎こども教育課に申請してください。

※認可外保育所については、各市町村に届け出のある施設に限ります。

●申請に必要なもの

- ・各施設に支払った金額が分かる領収書の原本
- ・私立幼稚園就園奨励費補助金を受けている方は、その額が分かるものも添付
- ・印鑑
- ・振込先口座
- 申請締切日／3月31日(金)

●申請金屋庁舎こども教育課

育児支援助成制度

町内に住所を有する「小学生以下のお子さまが3人以上、かつ就学前のお

子さまがいるご家庭」で、一時保育および病児・病後児保育を利用された方に、年間1万5,000円を上限として利用料の助成をする制度があります。

●申請に必要なもの

- ・各施設に支払った金額が分かる領収書の原本
- ・印鑑
- ・振込先口座
- 申請締切日／3月31日(金)

●申請金屋庁舎こども教育課

病児保育

●病児保育とは

入院を必要としない程度の症状で、急性期〜回復期にあたり、家庭や集団での保育が困難なお子さまを一時的にお預かりする事業です。

※医師により受け入れが不可能と判断された場合、利用できません。

●対象／次の項目がすべて当てはまる子ども

- ①生後6カ月〜小学3年生
- ②保護者の就労・傷病・冠婚葬祭などの社会的な理由により、家庭での保育が困難な状況であること

●対象となる病気

①風邪・げり(腸炎)など、子どもが日常的にかかる疾患

※脱水症状はないが、保育所などに連れていけないとき。

②インフルエンザ・おたふくかぜ・水痘などの伝染病疾患(麻疹を除く)

※急性期は過ぎ、全身状態は安定しているが、出席停止期間で保育所などへ連れていけないとき。

③ぜんそくなどの慢性疾患

※呼吸困難は強くないが、保育所などに連れていけないとき。

④骨折・熱傷などの外傷性疾患

※病状が固定しても、保育所などに連れていけないとき。

●利用料金／世帯の課税状況によります。

- ・生活保護世帯：無料
- ・前年度分の市町村民税非課税世帯：1日1,000円(半日500円)
- ・右記以外の世帯：1日2,000円(半日1,000円)

●利用時間／8時30分〜17時30分

※土・日・祝日・その他平山こどもクリニックの休診日を除く。

●利用手続き

- ・事前手続きが必要です。登録用紙を金屋庁舎こども教育課または平山こどもクリニックに提出してください。
- ・平成28年中に有田川町に転入された方は、前住所で平成28年度課税証明書をとり、添付してください。

・登録用紙は金屋庁舎こども教育課・町内各保育所・平山こどもクリニックに常備しています。また、町ホームページからもダウンロードできます。

●申請金屋庁舎こども教育課

あなたの子育てを応援します！

有田川町では子育てを応援するため、色々な取り組みを行っています。チャイルドシート・ベビーカー・ベビーベッドの購入に対して助成をしたり、チャイルドシートを無料レンタルしたり…

詳しくは [有田川町ホームページ](#) でご確認ください！

